

平成十八年二月二十七日提出
質問第一一一号

キルギスにおける日本人拉致事件に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

キルギスにおける日本人拉致事件に関する質問主意書

一 誘拐の定義如何。

二 拉致の定義如何。

三 一九九九年、キルギス共和国において日本人鉦山技師四名等が拉致された事件（以下、「日本人拉致事件」という。）当時、在ウズベキスタン共和国特命全権大使をつとめていた中山恭子氏が二〇〇五年十一月十六日の奥付で回想録『ウズベキスタンの桜』（KTC中央出版）を出版したが、右事実について、外務省は承知しているか。

四 外務省が『ウズベキスタンの桜』出版について、中山氏から相談を受けたか。外務省職員が中山氏から同書出版に関連して事実関係の確認や文章のチェックなどの依頼を受けたことがあるか。

五 『ウズベキスタンの桜』の六十二頁から六十四頁にかけて以下の記述がある。

「拉致された日本人四人と通訳一人の計五人が救出されたのは、一九九九年十月二十五日、事件発生から六十四日ぶりのことでした。キルギス軍の関係者二名は既に解放され、残っていたのは四人の日本人とキルギス人通訳の計五人だけでした。」

この五人の無事救出は、この地域の人々と深い交友関係で結ばれ広い友人ネットワークを持ち信頼を勝ち得ていた一人の人物、ウズベキスタン大使館の高橋参事官がいたからこそ出来たことでした。そして彼とその仲間が、冷静に誠実にナマンガニーのグループと渡りあったからこそ解決出来たものです。高橋参事官の存在がなければ、無事救出など到底無理だったことでしょう。

その日の午前零時頃、ナマンガニーは人質をタジキスタン北部の山中で解放しました。タジキスタンでの解放に備えてドウシャンベにある国連事務所が医務官を手配するなど受け入れの準備をし、またウズベキスタンに運ぶことも考慮して、ウズベキスタン政府と病院や移動のための手配などを打ち合わせ、あらゆる準備を整えていました。

しかしこの事件について、日本政府は当初からキルギスに全てを任せるとの方針を採っていましたので、日本政府の強い要請により、五人はキルギスで解放されたこととするため一旦キルギスへ運ばれ、キルギス政府から日本に渡されることになりました。五人はタジキスタンの山を越えてキルギス南部のカラムイクまで歩き、そこからヘリコプターでバトケンに移送され、さらに軍用機でキルギスの首都ビシュケクに向かいました。報道陣もキルギスで待ち構えていました。

いずれにしても四人の日本人とキルギス人通訳が無事に救出されればそれで良かったのですから日本向けにはこの方針で良いだろうと思いましたが、館員達も一応それで納得してくれました。

しかし、中央アジアの人々に対してはこのような「茶番劇」は通用しません。中央アジアの人々はこの拉致事件の解決がどのように進められたかについて当然のことながら大変よく分かっていました。従って日本政府としても、人質解放に当たって実際に力があつたのはタジキスタン政府とタジキスタンの関係者であり、ウズベキスタン政府の協力があつたればこそだということをしつかり認識する必要があります。た。さもないとその後、中央アジアの国々との交流に当たり、とんちんかんな誤った対応をする恐れがありました。」

外務省は中山氏がかかる記述を行ったという事実を承知しているか。右記述に関して、『ウズベキスタンの桜』が出版された後に外務省が中山氏に対して、意見を伝達したという事実はあるか。

六 日本人を拉致した集団が、一九九九年十月二十五日、現地時間の午前零時頃、日本人人質四名をタジキスタン共和国の領域内で解放したという事実があるか。

七 在ウズベキスタン日本大使館がドウシャンベの国連事務所にて医務官の手配を準備し、受け入れ準備を

行っていたという事実はあるか。

八 在ウズベキスタン日本大使館がウズベキスタン政府と協議し、移動や病院の準備を行っていたという事実があるか。かかる準備を行っていることについて在ウズベキスタン大使館は外務本省に連絡をしていたか。連絡は公電もしくは事務連絡によってなされたか。

九 外務省が、タジキスタン共和国で解放された日本人人質四名をキルギスで解放されたこととするために、一旦、キルギス共和国の領域に移動させ、キルギス共和国政府から日本側に引き渡されると方針を決定し、それに基づき関係国に要請を行ったという事実があるか。

十 解放されたばかりの日本人人質四名が、タジキスタン北部の山中からキルギス共和国のカラムイクマで、徒歩で移動したという事実があるか。この距離はどれくらいになるか。

十一 当時のNHK並びに民放のニュースの映像に、日本人人質四名を出迎える松田邦紀在ロシア連邦日本大使館参事官（当時。現欧州局ロシア課長）の姿が映っているが、松田参事官が人質受け渡し現場に赴いたのは、外務本省からの訓令に基づいてか。

十二 外務省が解放された日本人人質四名に対して、「日本人拉致事件」に関してマスコミの取材に応じた

いようにとの要請を行った事実があるか。

十三 「日本人拉致事件」の人質解放の過程を、当時日本国特命全権大使であつた中山氏が「茶番劇」と評
価していることに対し、外務省はどのような見解をもっているか。

右質問する。